

学校で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法により出席停止の措置をとることができます。他者への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、下記の「治癒証明書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

出席停止の基準

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（群馬県は定めていません）	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

- 〈注〉 ・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、出席停止扱いにはなりません。
・インフルエンザの場合は、別書式「インフルエンザ療養報告書（保護者記入）」をお使いください。
・新型コロナウイルス感染症の場合は、別書式「新型コロナウイルス感染症療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

治癒証明書

群馬県立榛名高等学校長

年 組 氏名

上記の者は、[] のため、出席停止となっておりますが、他者への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいことを証明いたします。

出席停止期間 月 日 ～ 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印